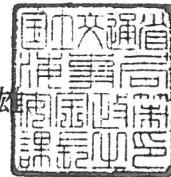


国海安第 255 号の 2
平成 31 年 3 月 29 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局 安全政策課長

石 原 典



船舶検査心得の一部改正について(通知)

標記について、認定事業場の立入りに関する船舶検査心得を一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行しますのでご連絡いたします。

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1・3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(A) 製造認定事業場又は<u>改造修理認定事業場</u>に対しては、法第 12 条第 1 項に基づき臨検し、製造認定事業場にあつては附属書[1・1]「製造認定事業場用チェック項目」、修理認定事業場にあつては附属書[1・2]「修理認定事業場用チェック項目」を参考に<u>認定事業場立入検査実施手順書(事業場・004)</u>に従つて、原則として 1 年度に 1 回の頻度で、製造認定事業場にあつては製造管理状況、修理認定事業場にあつては修理管理状況の確認を行うこと。</p>	<p>1・3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(A) 製造認定事業場又は<u>修理認定事業場</u>に対しては、法第 12 条第 1 項に基づき臨検し、製造認定事業場にあつては附属書[1・1]「製造認定事業場用チェック項目」、修理認定事業場にあつては附属書[1・2]「修理認定事業場用チェック項目」を参考に<u>参考にチェックリストを作成し、作成したチェックリストにより原則として 1 年間に 1 回</u>、製造認定事業場にあつては製造管理状況、修理認定事業場にあつては修理管理状況の確認を行うこと。<u>この結果について、認定事業場立入検査実施手順書(事業場・004)別紙 5 の様式</u>で立入検査報告書を作成し<u>海事局検査測度課長あて送付</u>すること。ただし、大型内燃機関、鋼製船体等受検数の少ないものについては、認定内容をチェックできる範囲で、その回数を減じて差し支えない。なお、立入検査の実施にあたつては、年度当初に認定事業場年間立入検査計画及び重点立入検査事項を作成し、計画的、効果的に実施すること。また、立入検査を実施する場合には、事前に立入検査実施計画を作成し、<u>製造認定事業場又は修理認定事業場に通知</u>すること。</p> <p>(B) 整備認定事業場に対しては、法第 12 条第 1 項に基づき臨検し、別添附屬書[1・3]「整備認定事業場用チェック項目」を参考に<u>認定事業場立入検査実施手順書(事業場・004)</u>に従つて、原則として 1 年度に 1 回の頻度で整備管理状況の確認を行うこと。</p>

(C) (A)及び(B)にかかわらず事業場の所在地を管轄する地方運輸監理部長及び沖縄総合事務局監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が必要と認める場合は、随時立入りを行い、不正の行わることのないよう十分監督すること。この立入りを行う際には、船舶安全法第12条第1項の職員の身分を示す証票を携行すること。

(C) (A)及び(B)以外にも地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が必要と認める場合には、随時監査を行い、不正整備等の行われることのないよう十分監督すること。